

第6章 教育行政財政

第1節 教育行政

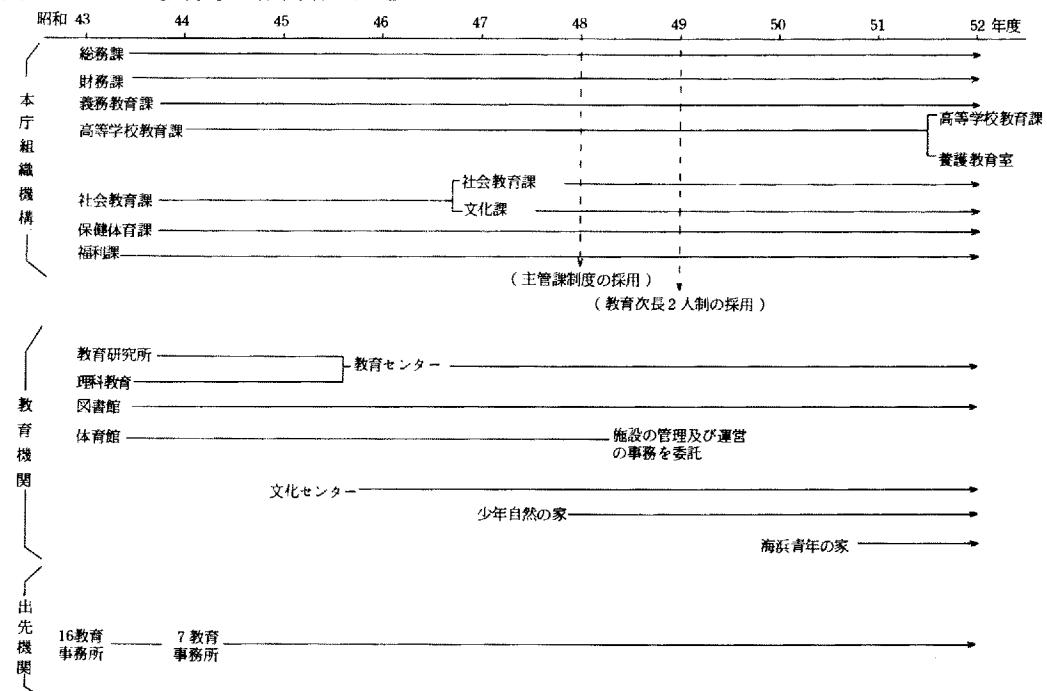
第1項 福島県教育庁組織

1. 現状と課題

(1) 教育庁組織機構

教育に関する諸施策を立案し、具体化し計画的に行政を執行するのは、教育委員会であり、事務を処理するのは教育庁であるが、行政事務は、細分化、専門化している一方、総合的・体系的行政の執行が要請されるようになっている。

図6-1-1 教育庁組織機構の変遷



注：「教育年報」(昭43～昭50)、「総務課調査」(昭52)による。

本県における教育庁組織機構の変遷を昭和43年度から昭和52年度までにおいてみると、昭和44年度には、地方出先機関である16教育事務所を7教育事務所に整理統合し、昭和45年度には、文化センターを設置して、昭和46年度において、教育研究所と理科教育センターを統合拡充し、教育センターを設置している。また、昭和47年度には、社会教育課から文化行政事務を分離して文化課を新設するとともに、少年自然の家を新設している。

昭和48年度には、主管課制度の採用に伴い組織機構の改正を行い、昭和49年度には、体育館施設の管理及び運営事務を市に委託し、昭和50年度には、海浜青年の家を新設している。

昭和52年度には、昭和54年度の養護学校義務制の施行及びその行政需要に応ずるために、養護